平成２２年（フ）第１１６号
広島県竹原市本町２丁目５番７号
債務者　丸山　英子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２１号
広島県呉市広本町２丁目15番９－２号
債務者　白井　愛子（旧姓大本）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２７２号
徳島県吉野川市川島町桑村1972番地１
債務者　小川内真理絵
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７号
高知県高岡郡津野町烏出川625番地
債務者　井関　正子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４９号
高知県高岡郡越知町越知甲1567番地９
債務者　西川壽惠子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第５０号
高知県高岡郡越知町越知甲1567番地９
債務者　西川　義教
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３１５号
大分市大字賀来1280番地の９　ウイステリア１―203
債務者　中島　達己
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３号
岩手県北上市鬼柳町卯の木164番地
債務者　阿部　勝秀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３６号
宮城県遠田郡美里町字新妻の神43番地７
債務者　瀬戸　正也
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
千葉県柏市花野井1235番地４シャルムヒルＫＡＳＩＷＡ―105号
債務者　山口三枝子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０９号
千葉県松戸市新松戸３丁目421番地　エルティオ新松戸201号
債務者　小坂　元和
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４１２号
千葉県松戸市牧の原１丁目91番地の５
債務者　白根　誇亜
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４１７号
千葉県松戸市小金原７丁目１番地小金原団地２棟203号
債務者　名村　貞男
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県淡路市志筑2548番地の１、住民票上の住所兵庫県淡路市塩尾698番地
債務者　中川　麻紀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０号
奈良県五條市岡町772番地
債務者　櫻本　孝代
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３２５号
静岡県浜松市東区天王町42番地の１　シャローム天王103号、前住所静岡県浜松市浜北区内野1025番地　シャトレー田園207号室
債務者　鈴木沙也加
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１６９号
名古屋市北区上飯田南町２丁目38番地の３
債務者　佐土原一子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４０号
愛知県春日井市大手町１丁目76番地２
債務者　立山　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部